

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年九月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年五月二十八日奈良県指令建第九二―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月九日建第八〇三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年九月九日建第四八六四号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷八三五番一、八三六番一及び八三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路一丁目三番二七号

大和セントラル建設株式会社 代表取締役 梅原壽恵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷八三五番一、八三六番一の各一部
水路 北葛城郡広陵町大字南郷八三六番一の一部